

児玉 康比古 議員



一問一答方式

- ① 民生児童委員・主任児童委員
- 委員
- ② 洪水時における避難等
- ③ 市民防災読本

民生児童委員・主任児童委員について

問 民生児童委員・主任児童委員は、3年間の委嘱期間が終了し、本年12月が委員選考の時期となる。私は、各地区で民生児童委員が担当する住民数、また主任児童委員が担当する子供の数に大きな格差があり過ぎると問題視しているが、その現状をお聞きする。

答 民生児童委員137名の1人当たりの世帯数は平均14.5世帯で、一番多い平地区で27.2世帯、

一番少ない河辺地区では54世帯です。また、18歳未満児童数から見た主任児童委員26名の1人当たりの児童数は市平均15.7人で、一番多い平地区は48.3人、一番少ない河辺地区では12人となっています。

この状況から、民生児童委員協議会会長会などにお諮りしながら意見の集約を進めてきました。その結果、会長会では今回は地区間の定数調整は行わず、各地区内で必要に応じ担当区域の見直しなどで調整を図り、定数調整は今後の検討事項としてはどうか、また主任児童委員部会では、部会全体で協力体制が整っていることや前回の改選時に地区間で定数を調整したこともあり、今回は調整しないということで意見の集約がなされたものです。

なお、各地区間の定数調整は、人口だけではなく面積や地理的条件等を総合的に勘案する必要があり、各地区のご理解が重要ですので、会長会を中心に継続して検討していきたいと考えています。

洪水時における避難等について

問 平成30年7月豪雨災害に関する検証会議では、市が取り組む事

項として避難判断基準の見直し、ダム放流量による避難基準の設定、数値による具現化が明記されている。ダム放流量は肱川地区のみ定められたが、その他の地区に明記はない。ダム放流量のほうが市民は理解がでるため両方明記すべきと思うが、市の見解はどうか。

答 避難判断基準は、昨年度の災害や肱川の県管理区間の水位周知や河川への指定などを受け、今回の出水期から見直し、運用を行うこととしています。その基準は、ダムの放流量及び国や県で定められている避難判断基準などの水位に基づき設定しています。

肱川地域は、ダム放流量に基づく基準としていますが、大川地区から下流域は、過去もダムの放流量は少ないにもかかわらず支流からの流入により肱川の水位が高くなった経緯があるため、水位による避難判断基準を設けさせていただいたところであります。

なお、水位にかかわらず異常洪水時防水操作が行われ、水位の急激な上昇が予想されるときは、地域を問わず避難指示を発令することとしており、大洲第2水位観測所の水位が

6.3mとなったときに、多くの地域で避難指示を発令することとしています。

市民防災読本について

問 以前より、緊急避難場所と指定避難場所がわかりにくいとの声があるが、市民が理解できていると考えているのか。

答 緊急避難場所と指定避難所については、改正された災害対策基本法により、切迫した災害の危険性から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されました。緊急避難場所と指定避難所を混同されている方も多くは思いますが、災害が発生した際はそれぞれの災害種別に応じた緊急避難場所へ避難し、生命の安全を確保していただくことが重要になります。

このことに関する啓発も、引き続き市民防災読本の普及とあわせ進めていきたいと考えています。

